

京都市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例（平成16年6月7日京都市条例第6号）（消防局総務部庶務課）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に準じ、消防団員が退職した場合に支給する退職報償金の額を同令別表に掲げる額に改定するとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、平成16年6月7日から施行し、同年4月1日以後に退職した消防団員について適用することとしました。

京都市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年6月7日

京都市長 桜本 賴兼

京都市条例第6号

京都市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

京都市消防団員退職報償金支給条例の一部を次のように改正する。

第2条中「応じて」を「応じ、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防団員が、一定期間勤務しなかったことが明白であるときは、その勤務しなかった期間は、前項の勤務年数に算入しないものとする。

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とし、第5条の2を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条中「この条例において別に定めることとされている事項及び」を削り、同条を第7条とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市消防団員退職報償金支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成16年4月1日以後に退職した消防団員（以下「改正後の条例の適用を受ける消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

(退職報償金の内扱)

3 この条例による改正前の京都市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づいて既に支
払われた改正後の条例の適用を受ける消防団員に係る退職報償金は、改正後の条例の規
定による退職報償金の内扱とみなす。

(消防局総務部庶務課)